

第5回策定委員会で示した案

資料1

第5期

	段階区分	内容	保険料率	介護保険料 (月額)円	介護保険料 (年額)円
世帯市民 税非課税	第1段階	生活保護、老齢福祉 年金受給者	A × 0.5	2,175	26,100
	第2段階	所得＋課税年金 ≤ 80万円	A × 0.5	2,175	26,100
	第3段階	(第2段階以外)	A × 0.75	3,263	39,150
本人市民 税非課税	第4段階	所得＋課税年金 ≤ 80万円	A × 0.85	3,698	44,370
		(上記以外)	基準額(A)	4,350	52,200
本人市民 税課税	第5段階	所得合計 < 125万円	A × 1.15	5,003	60,030
	第6段階	125万円 ≤ 所得合計 < 190万円未満	A × 1.25	5,438	65,250
	第7段階	190万円 ≤ 所得合計 < 200万円未満	A × 1.35	5,873	70,470
	第8段階	所得合計 ≤ 200万円	A × 1.5	6,525	78,300

第6期(H27、28)

段階区分	人数(人) (A)	内容	保険料率	人数(人) × 保険料率 (B)	介護保険料 (月額)円	介護保険料 (年額)円	第5期と の年額 差
第1段階	2,243	生活保護、老齢福祉 年金受給者	A × 0.45	1,122	2,295	27,540	1,440
第2段階	1,006	80万円 < 所得＋課 税年金 ≤ 120万円					
第3段階	893	(第2段階以外)	A × 0.75	670	3,825	45,900	6,750
第4段階	2,227	所得＋課税年金 ≤ 80万円	A × 0.85	1,893	4,335	52,020	7,650
第5段階	2,182	(上記以外)	基準額(A)	2,182	5,100	61,200	9,000
第6段階	2,417	所得合計 < 125万円	A × 1.2	2,900	6,120	73,440	13,410
第7段階	1,870	125万円 ≤ 所得合計 < 190万円未満	A × 1.3	2,431	6,630	79,560	14,310
第8段階	150	190万円 ≤ 所得合計 < 200万円未満	A × 1.4	210	7,140	85,680	15,210
第9段階	837	200万円 ≤ 所得合計 < 290万円	A × 1.5	1,256	7,650	91,800	13,500
第10段階	370	290万円 ≤ 所得合計 < 400万円未満	A × 1.6	592	8,160	97,920	19,620
第11段階	368	400万円 ≤ 所得合計	A × 1.7	626	8,670	104,040	25,740
計	14,563			計 14,635			

条件

新第6、7、8段階の保険料率を第5期と同じで設定
不足分を新第11段階で補う

第5期

	段階区分	内容	保険料率	介護保険料 (月額)円	介護保険料 (年額)円
世帯市民税非課税	第1段階	生活保護、老齢福祉年金受給者	A × 0.5	2,175	26,100
	第2段階	所得＋課税年金 ≤ 80万円	A × 0.5	2,175	26,100
	第3段階	(第2段階以外)	A × 0.75	3,263	39,150
本人市民税非課税	第4段階	所得＋課税年金 ≤ 80万円	A × 0.85	3,698	44,370
		(上記以外)	基準額(A)	4,350	52,200
本人市民税課税	第5段階	所得合計 < 125万円	A × 1.15	5,003	60,030
	第6段階	125万円 ≤ 所得合計 < 190万円未満	A × 1.25	5,438	65,250
	第7段階	190万円 ≤ 所得合計 < 200万円未満	A × 1.35	5,873	70,470
	第8段階	所得合計 ≤ 200万円	A × 1.5	6,525	78,300

第6期(H27、28)

段階区分	人数(人) (A)	内容	保険料率	人数(人) × 保険料率 (B)	介護保険料 (月額)円	介護保険料 (年額)円	第5期との年額差
第1段階	2,243	生活保護、老齢福祉年金受給者	A × 0.45	1,122	2,295	27,540	1,440
第2段階	1,006	所得＋課税年金 ≤ 80万円					
第3段階	893	80万円 < 所得＋課税年金 ≤ 120万円	A × 0.75	755	3,825	45,900	6,750
第4段階	2,227	(第2段階以外)	A × 0.75	670	3,825	45,900	6,750
第5段階	2,182	所得＋課税年金 ≤ 80万円	A × 0.85	1,893	4,335	52,020	7,650
第6段階	2,182	(上記以外)	基準額(A)	2,182	5,100	61,200	9,000
第7段階	2,417	所得合計 < 125万円	A × 1.15	2,780	5,865	70,380	10,350
第8段階	1,870	125万円 ≤ 所得合計 < 190万円未満	A × 1.25	2,338	6,375	76,500	11,250
第9段階	150	190万円 ≤ 所得合計 < 200万円未満	A × 1.35	203	6,885	82,620	12,150
第10段階	837	200万円 ≤ 所得合計 < 290万円	A × 1.5	1,256	7,650	91,800	13,500
第11段階	370	290万円 ≤ 所得合計 < 400万円未満	A × 1.6	592	8,160	97,920	19,620
第11段階	368	400万円 ≤ 所得合計	A × 2.3	846	11,730	140,760	62,460
計	14,563			計 14,634			

- ① 所得400万円以上のかたの、負担過多となる
- ② 新第11段階の保険料率を1.7のまま据え置いた場合の基準額(A) = 5,181円
人数 × 保険料率 = 14,413人
- ③ 財政安定化基金を仮に取り崩せるとすると、約4,000万円の取り崩しが必要となる